

上山市空家等の応急措置に関する条例施行規則

平成29年3月24日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、上山市空家等の応急措置に関する条例（平成29年条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(応急措置の通知)

第3条 条例第3条第2項前段による所有者等への通知は、上山市応急措置実施通知書（様式第1号）により通知し、同項後段による所有者への通知は、上山市応急措置実施通知書（様式第2号）による。

(応急措置に係る公示事項)

第4条 条例第3条第3項で定める公示は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 所有者等を確知することができなかった空き家等の所在地及び種別
- (2) 応急措置の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

氏 名 様

上山市長 氏 名

上山市応急措置実施通知書

上山市空家等の応急措置に関する条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり空家等の応急措置を実施しますので、同条第 2 項の規定により通知します。

なお、応急措置を講じた場合は、同条第 5 項の規定により、その費用を徴収することがあります。

記

- 1 応急措置の対象となる空家等の所在地
- 2 応急措置の実施日時 年 月 日（ ）午前・午後 時～
- 3 応急措置の内容

様式第 2 号（第 3 条関係）

第 年 月 号
日

氏 名 様

上山市長 氏 名

上山市応急措置実施通知書

上山市空家等の応急措置に関する条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり空家等の応急措置を実施したので、同条第 2 項の規定により通知します。
なお、同条第 5 項の規定により、応急措置を講じた費用を徴収することがあります。

記

- 1 応急措置の対象となる空家等の所在地
- 2 応急措置の実施日時 年 月 日 ()
午前・午後 時～午前・午後 時
- 3 応急措置の内容